

令和2年11月18日

日神運輸株式会社行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日～令和7年11月30日までの5年間

2. 内 容

I 妊娠中の労働者や子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知と共に計画期間内に育児休業の取得、看護休暇の利用を水準以上にする。
・計画期間内に3人以上取得すること。

〈対策〉 2020年12月～ 各諸制度に関する資料を回覧し、内容の周知を図る。

目標2 子の看護休暇・介護休暇について、時間単位で取得できるように制度を導入

〈対策〉 2020年12月～ 子の看護や介護を必要としている従業員の実態等を調査し、休暇制度の内容について会議で検討する。

2021年1月～ 時間単位で取得できるよう休暇制度を導入し従業員に周知する。

II 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3 令和7年までに年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間平均8日以上とする。

〈対策〉 2021年1月～ 半年毎に取得日数の集計を行い、計画付与等を実施する。

III 介護を行う労働者の職業と家庭の生活との両立を支援するための雇用環境の整備に関する事項

目標4 介護離職者を出さないための施策を講じる。

〈対策〉 2021年1月～ 相談窓口を設置し、早期の情報収集を行う。
管理職を対象に介護休業等の研修を実施し、従業員へ周知徹底する。

以上